

令和2年3月18日

## 第1回 新型コロナウイルス感染症対策会議の概要

- 1 日 時 令和2年3月14日（土）15時00分～16時20分
- 2 場 所 役場2階会議室
- 3 出席者 本部長、副本部長、本部委員全員（水道課：課長補佐代理出席）
  
- 4 会議結果の概要
  - (1) 長崎県内の発生状況について
    - ・ 14日（土）に壱岐市で確認された感染者の情報を共有した。
  
  - (2) 特別措置法の改正について
    - ・ 14日（土）に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法について、附則の改正（追加）により、新型コロナウイルスにも適用されることになったことを確認した。
    - ・ 仮に緊急事態宣言がなされた場合は、国・県がどの程度の制限等を実施するか現時点ではわからないが、市町村は、国・県の指示に従う必要があることを確認した。
  
  - (3) 佐々町新型インフルエンザ等対策行動計画について
    - ・ 新型コロナウイルスが特別措置法の適用となったことを受け、佐々町の新型インフルエンザ等対策行動計画にも新型コロナウイルスが適用されることになり、行動計画にある県内発生早期段階の行動に従って、新型コロナウイルス対策本部を設置したことを確認した。
    - ・ 対策本部の位置づけ、総合対策班は総務課と健康相談センターであること、その他の各対策班として各課が割り当てられていること、各対策班それぞれの役割を確認した。
    - ・ 病院等の受診、検査等の医療的な対応は、県北保健所になることを確認した。
  
  - (4) 相談窓口の設置について
    - ・ 相談窓口の設置について協議し、総合的な相談窓口は設置するが、全ての情報を集約することが難しいため、具体的な相談先への案内などの工夫を検討することに決定した。

(5) 佐々町及び近隣市町で発生した場合の対応について

- ・ 佐々町及び近隣市町で発生した場合は、医療的な対応は県北保健所であり、現時点では町が医療的な対応をすることを想定されていないことを確認した。
- ・ 感染者が公共施設を訪れていた場合は、閉鎖して消毒を行う必要があることを確認した。
- ・ 感染者が民間施設等を訪れていた場合も同様に、閉鎖して消毒を行う必要があることを確認した。
- ・ 感染者と濃厚接触した者で無症状の場合は、14 日間の自宅待機となることを確認した。
- ・ マスクや手指消毒液は、方々手を尽くしても調達できず、現在の備蓄も少量であることを報告した。

(6) その他

- ・ 全職員に対して、できるだけ外出を避け、手洗い、うがい等の予防に努めるよう伝達することを依頼した。

以 上